

Poster Award 規程

1. この規程は、公益社団法人応用物理学会（以下「本会」という）が本会会員に対して行なう Poster Award に関して定めたものである。
2. Poster Award は、本会の応用物理学会春季学術講演会および応用物理学会秋季学術講演会（以下「講演会」という）において、応用物理学の発展に貢献しうる優秀なポスター講演を行った会員を表彰し、その成果を称えることを目的とする。

表彰対象は、本会の講演会で発表された、応用物理学の発展に貢献しうる優秀なポスター講演とする。

3. Poster Award の選考手順は、別途内規で定める。
4. 表彰の対象となるポスターは、ポスター講演総数の概ね 2%以内とする。
5. Poster Award を受賞したポスターの登壇者には、講演申し込み時に登録された著者名を記載した、本会会長名の賞状を授与する。
6. 表彰は表彰時点における本会会長名により行う。
7. 受賞ポスターは、講演会会期中、会場に掲示する。
8. 表彰されたポスターについては、講演会企画運営委員会及び理事会に報告する。
9. 本規程の改正は総務担当理事が承認し理事会へ報告する。

附則

本規程は 2013 年 2 月 15 日より施行する

2014 年 7 月 8 日 第 10 条、第 11 条改正 総務担当理事承認

2016 年 4 月 25 日 改正 総務担当理事承認